

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

令和8年7月31日まではマイナ保険証の有無に関わらず、後期高齢者医療資格確認書を交付します

○令和7年8月から、“桃色”の「後期高齢者医療資格確認書」(有効期限：令和8年7月31日)を発行します。
(7月下旬に送付予定、届き次第使用できます。)

○現在お持ちの被保険者証または資格確認書(薄緑色)は令和8年8月1日以後は使用できません。
新しい資格確認書が届いたら、破棄するか、保険年金課窓口へお返しください。

●医療機関等の窓口での自己負担割合について

医療機関での自己負担割合は、一般の方は1割、一定以上の所得のある方は2割、現役並み所得者は3割となります。

●「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」、「限度額適用認定証」について

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」、「限度額適用認定証」は令和7年7月31日にて廃止となり、これ以降は資格確認書に限度区分を併記します。令和6年12月1日以前に「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」をお持ちの人、及び令和6年12月2日以降に併記申請をされた人には、自動的に限度区分が併記されます。新たに併記を希望する場合は申請が必要です。必要な書類は本人確認ができるものです。

<後期高齢者医療保険料の決定について>

7月中旬に、「保険料額決定通知書」および「納入通知書」をお届けします。

●基準収入額の適用について

現役並み所得者(窓口負担割合3割)について、世帯の収入額が次の要件のいずれかに該当していることが確認できる場合は、職権により基準収入額を適用し、2割負担または1割負担の被保険者証を送付します。

ただし、住所地特例対象者、令和7年1月2日以降に羽曳野市に転入された方、修正申告をされた方等は、職権により基準収入額を適用することができないため、被保険者の方が基準収入額適用申請をすることで、申請された月の翌月から2割負担又は1割負担に変更となります。次の要件に該当する場合は、令和7年7月31日までに申請してください。申請方法や申請に必要な書類については、事前に市役所保険年金課までお問い合わせください。

○同一世帯に被保険者がお一人の場合

→被保険者本人の令和6年中の収入額が383万円未満のとき

○同一世帯に被保険者が複数いる場合

→被保険者全員の令和6年中の収入の合計額が520万円未満のとき

○同一世帯に被保険者がお一人で、かつ、同一世帯に70歳以上75歳未満の方がいる場合

→被保険者本人の令和6年中の収入額が383万円以上で、被保険者本人および70歳以上75歳未満の方の令和6年中の収入の合計額が520万円未満のとき

問合せ	◎制度全般に関すること 大阪府後期高齢者医療広域連合 資格管理課(資格確認書、保険料等について) ☎06-4790-2028 給付課(高額療養費、健康診査、医療費通知等について) ☎06-4790-2031
	◎保険料の納付、その他各種届出に関すること 市役所 保険年金課 後期高齢者医療担当 内線1741・1330

国民健康保険の限度額適用(・標準負担額減額)認定証について

入院や外来で医療費が高額になる場合、「限度額適用(・標準負担額減額)認定証」を医療機関等に提示すると、お支払いいただく医療費(保険診療分)の自己負担金額が軽減されます。

●「マイナ受付」ができる医療機関等

「マイナ受付」(オンライン資格確認)が利用可能な医療機関等では、マイナ保険証または資格確認書等を提示し、「限度額情報の表示」に同意することで窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなります。

※市役所での限度額適用(・標準負担減額)認定証の交付申請は不要

●交付申請が必要な方

- ・「マイナ受付」に対応していない医療機関等を受診する方
 - ・直近12カ月の入院日数が91日以上となった市民税非課税世帯の方
- 申請することで、食事代標準負担額を減額できます(減額は申請日から有効)。

<申請方法>

保険年金課窓口、郵送、電子申請

電子申請はこちら▶



☎ 保険年金課

内線1340・1320

国民健康保険の

特定疾病療養受療証の更新について

特定疾病療養受療証の更新手続きは不要です。7月下旬までに送付します。

※70歳以上75歳未満の方は有効期限はありませんので、現在お持ちの特定疾病療養受療証をご利用ください。

☎ 保険年金課 内線1340・1320